

入所児童処遇特別加算費について（保育所運営費）

1. 概要

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、入所児童へのサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、高齢者等を非常勤職員として雇用して行う場合に加算。

【高齢者等の範囲】

- ・ 満60歳以上65歳未満の者
- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者
- ・ 母子家庭の母及び寡夫

【業務の内容（例示）】

- ・ 入所児童との話し相手、相談相手
- ・ 身の回りの世話（爪切り、洗面等）
- ・ 給食のあとかたづけ
- ・ 洗濯、清掃等の業務 等

2. 加算の要件

- ・ 高齢者等を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。
- ・ 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業のいずれかの事業を実施している、又は、乳児が3人以上入所している保育所。

3. 加算額

高齢者等の年間総雇用時間数に応じて加算。

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額 (年額)
400時間以上 800時間未満	435,000円
800時間以上 1,200時間未満	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

出典:厚生労働省